

平成 24 年度協働事業提案制度審査委員会の設置について

1 設置目的

協働事業提案制度の実施に伴い、地域活動団体等から提案された協働事業について、厳正かつ適正に審査するため、審査委員会を設置する。

2 役割

提案された事業を審査し、協働事業の候補事業を選定すること。

3 審査委員

審査委員は 8 名以内とし、練馬区区民協働推進会議の委員の中から、次に掲げる者を区長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 区内各種団体代表者 2 名以内
- (3) 公募区民 2 名以内
- (4) 区職員 2 名以内

(審査委員会への不参加)

練馬区区民協働推進会議の委員の中で、中間支援組織として提案団体の支援を行う役割を担う練馬区 N P O 活動支援センターの運営に関わる委員は、審査に参加しない。

(審査における審査委員の回避)

審査委員が属する団体または関係する団体から提案があった場合、委員は下表のとおり審査を回避する。

(「 」...回避する。 「 」...審査する。)

	審査委員が属する団体または関係する団体からの提案例	審 査	
		意見	採点
1	審査委員の属する団体からの提案で、同委員が団体の役員または事業の企画・実施等に関係する場合		
2	審査委員が属する団体等で構成する連合組織からの提案で、同委員が連合組織の役員または事業の企画・実施等に関係する場合		
3	委員が属する団体等で構成する連合組織のうち、同委員の属する団体以外の団体から提案があった場合		
4	委員が属する団体と同形態の別団体から提案があった場合		

募集区分『区が協働で実施を予定している事業』に係る提案については、当該団体または当該連合組織の提案と競合する全ての提案に関する審査を回避する。

4 会長・副会長の選任

審査委員会には、会長、副会長を置き、委員の互選にて選任する。